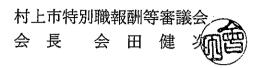


村上市長 高 橋 邦 芳 様



村上市特別職の報酬等について(答申)

令和5年11月1日付けで諮問された村上市特別職の報酬等について、本審議会 は慎重審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

(1) 村上市長、副市長及び教育長の給料の額

次のとおり改定することが適当である

市 長 月額 812, 400円(12, 000円引上げ)

副市長 月額 623,500円(9,200円引上げ)

教育長 月額 553,500円(8,100円引上げ)

改定の時期 令和6年4月1日

(2) 議長、副議長及び議員の報酬の額

次のとおり改定することが適当である

議 長 月額 376,900円(17,900円引上げ)

副議長 月額 309,700円(14,700円引上げ)

議員 月額 286,600円(13,600円引上げ)

改定の時期 令和6年4月1日

付記

市長、副市長及び教育長の給料については、平成30年度以降、その額は据え置きとなっており、新潟県内20市の中でも低い水準となっている。特別職の職務・職責や人口規模を考慮すれば、引き上げることが適当である。

議長、副議長及び議員の報酬について、平成 21 年度以降の長期にわたり、その額を据え置いており、新潟県内 20 市の中でも相当低い水準となっている。また、議員定数の削減が議論される中、議員のなり手不足も問題となっている背景を考慮すれば、引き上げることが適当である。

議員については、活発な議会活動を期待するとともに、報酬の段階的な引き上げの検討が必要である。